

平成 27 年 3 月

甲斐市定例市議会議案

甲斐市

平成 27 年 3 月 2 日 提出

甲斐市長 保坂 武

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第42号	甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	1
議案第43号	甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件	9

甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年甲斐市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 6 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。) 第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 82 条第 6 項第 1 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 82 条第 6 項第 2 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「第 82 条第 6 項第 3 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 8 号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 23 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 32 条第 2 項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第 60 条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 63 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサ

ービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は同法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項を次のように改める。

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設	介護職員

	設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第 82 条第 7 項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 8 項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 10 項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第 83 条第 1 項ただし書中「前条第 6 項各号」を「前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「職務を含む。」の次に「若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 85 条第 1 項中「25 人」を「29 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「15 人（」の次に「登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

第 91 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 92 条第 6 号中「前項」を「前号」に改める。

第 106 条中「第 82 条第 6 項各号」を「第 82 条第 6 項」に改める。

第 110 条第 4 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 7 項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 111 条第 1 項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 113 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他の地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 121 条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第 130 条第 9 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 10 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 131 条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 135 条を次のように改める。

第 135 条 削除

第 148 条第 2 項第 9 号を削る。

第 151 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、次条第 1 項第 6 号並びに第 180 条第 1 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項第 1 号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第 12 項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第 13 項中「若しくは予防サービス条例第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 15 項及び第 16 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の

1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービスの事業をいう」を「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複

合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項本文中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第3号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介

護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービスのうち」を「指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」

に改める。

第 202 条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第 82 条第 6 項各号」を「第 82 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について見直しが行われたため、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例を提案する理由である。

議案第 43 号

甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件

甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年甲斐市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 8 条第 1 項中「第 44 条第 6 項第 2 号」を「第 44 条第 6 項」に、「第 44 条第 6 項第 3 号」を「第 44 条第 6 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 19 項又は同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「第 44 条第 6 項第 4 号」を「第 44 条第 6 項」に改める。

第 37 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第 7 条第 4 項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項を次のように改める。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において

同じ。)」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条までの」を「、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条の」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「(法第8条の2第17項)」を「(法第8条の2第15項)」に改める。

第74条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができます。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について見直しが行われたため、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例を提案する理由である。